

_____ JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. _____

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F) を付与

評価対象：カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（CSIF）は、東京証券取引所のインフラファンド市場に2017年10月30日に上場した投資法人である。主として再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第2条第3項に定めるもの）及びこれに付随する再エネ発電設備・不動産等並びに再エネ発電設備に関連する再エネ発電設備・不動産対応証券に投資することを目的としている。CSIFは、カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社（CSP）がスポンサー、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（CSAM）が資産運用会社である。

CSIFは2020年2月時点で日本全国に21発電所119.8MW（パネル出力）の太陽光発電設備を有している。CSIFでは、垂直統合型モデルの下で太陽光発電事業の幅広い事業領域をカバーする、スポンサーのカナディアン・ソーラー・インク（CSI）を中心とするカナディアン・ソーラー・グループと相互に協働し、再生可能エネルギーのバリューチェーンを構築することで、我が国における再生可能エネルギーの導入拡大を通じた「地球環境への貢献」を目指すとともに、「持続可能な社会の実現」及び「地域社会の活性化」にも寄与することを目指している。

今般の評価対象は、CSIFがグリーンボンドおよびグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018年版）」¹、「グリ

¹ ICMA（International Capital Market Association）グリーンボンド原則2018年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

ーンローン原則」²、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版³」に適合しているか否かの評価を行う。

本フレームワークでは、グリーンファイナンスで調達した資金は、既往もしくは取得予定の太陽光発電プロジェクト（太陽光発電設備、発電所までの送電線を含む）の投資資金およびそのリファイナンスに充当される予定である。JCR では、当該資金用途は、再生可能エネルギーとして脱炭素化に資するグリーンプロジェクトであり、環境改善効果が高いと評価している。また、上記発電設備の取得に際して、プロジェクトにおいて想定される環境・社会面への負の影響については、第三者による技術評価レポート等を取り寄せたうえで社内の専門知識を有する部署によってチェックを行い、リスクを有する場合には対策を講じており、負の影響が環境改善効果を上回る蓋然性も低いと評価している。

CSIF では、グリーンプロジェクトの適格基準や選定におけるプロセスが定められているほか、調達された資金は、速やかに適格プロジェクトに対して支出が行われること、資金充当状況および環境改善効果に関するレポートは定期的に公表予定であり、環境改善効果に係る KPI も適切であること、CSIF としての環境への取り組みも、資産運用会社である CSAM を中心にカナディアン・ソーラー・グループが一体となって積極的に行われていることから、JCR ではカナディアン・ソーラー・グループが適切な管理運営体制を構築し、調達を行うグリーンファイナンスに関して高い透明性を有していることを確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green1(F)”とした。評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2018
<https://www.lma.eu.com/>

³環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから発行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、本フレームワークで定められた資金使途が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

【資金使途の概要】

CSIFが保有している既往または取得予定の太陽光発電プロジェクト（保有物件）の設備投資資金、もしくは設備投資資金のリファイナンス資金
（対象となるプロジェクトカテゴリ）

カテゴリー	資金使途
再生可能エネルギー	既往もしくは取得予定の太陽光発電プロジェクト （太陽光発電設備、発電所までの送電線を含む）

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた事業は、太陽光による再生可能エネルギー事業であり、環境改善効果が高い

CSIFが資金使途としているのは、既往または取得予定の太陽光発電プロジェクトの設備投資資金もしくは設備投資資金のリファイナンス資金である。太陽光発電は化石燃料を代替することでCO₂削減効果を有するクリーンなエネルギーである。2016年11月に発効したパリ協定では、今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げており、「脱炭素」を目指すためには太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が不可欠である。太陽光発電の再生可能エネルギーを導入することは、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、環境改善効果が高い。

2020年2月時点で、CSIFが取得している太陽光発電設備は21件119.8MWである。また、すべての発電設備が日本に所在している。

ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」および「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

CSIF では、太陽光発電設備の取得時に事業リスクの特定を行っている。その中で環境に対する負の影響を与えると考えられる「事故・災害による運用資産の毀損、滅失又は劣化のリスク」について、デュー・ディリジェンスを行い、テクニカルレポート、土壌調査に関するレポートおよび地震リスク分析報告書等を取得し、耐震性能判断その他事故・災害における資産の毀損状況についてリスクの検証を行っている。リスクの特定は資産運用会社である CSAM の担当部署である投資運用部が行い、環境に対する負の影響が確認された際には、当該影響の原因となっている事象を排除すべく、社内外の専門家の有する知見等により対応することを確認している。

c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9 : 産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<グリーンファイナンス実行の目標にかかるフレームワーク>

(CSIFがグリーンファイナンスを行う理由)

太陽光発電所を保有し、太陽光発電による電力を売却して投資主に還元するCSIFのビジネスモデルはもとより地球環境に配慮したものであると言える。

投資口については、このビジネスモデルに賛同できるからこそ投資を行うという投資家が相当数いると推測されるところ、負債による資金調達についても、その使途等について「グリーン」であることを明確にすることで、CSIFの環境配慮型のビジネスモデルに共感できる金融機関の資金供給意欲を喚起することができるものとする。

環境意識の高い金融機関の資金を調達することは、CSIF及びカナディアン・ソーラー・グループの地球環境に対する方針と完全に整合するものであり、投資とそのための資金調達の両サイドにおいて地球環境を高いレベルで意識することは、CSIFの取組を理解してもらう上で最重要課題の一つであるとする。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

CSIFは、2017年に設立、東京証券取引所のインフラファンド市場に上場され、日本における再生可能エネルギーの導入拡大を通じた「地球環境への貢献」を目指すとともに、「持続可能な社会の実現」および「地域社会の活性化」に寄与することを目指している。

CSIFの事業内容は、再生可能エネルギー発電設備への投資および売電収入の投資家への還元である。また、本フレームワークにもとづくグリーンファイナンスの調達資金の資金使途は、既往もしくは取得予定の太陽光発電プロジェクト（太陽光発電設備、発電所までの送電線を含む）である。JCRでは、CSIFの事業そのものが地球環境に直接貢献し、持続可能な社会の実現に貢献していると評価しているほか、グリーンファイナンスの実行により、投資家のみならず、CSIFの事業内容に共感する金融機関からも資金調達を行うというCSIFの目標にも合致すると評価している。

b. 選定基準

<選定基準にかかるフレームワーク>

(プロジェクトの選定基準)

資金充当対象プロジェクトは、CSIF 及び CSAM の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとする。

- ・対象設備が日本国内に存在していること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認した上で必要となる手続きが行われていること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、所在土地の権利・契約関係が安定的であり、地元自治体を含めた周辺住民からの理解が適切なレベルで得られていること
- ・対象設備の所在地に環境・土壌の汚染がなく、将来においても対象設備がそれら汚染を引き起こすおそれがないこと
- ・各種専門家レポートにおいて審査基準を満たさない状況であることの指摘がないこと
- ・プロジェクトへの投資は、関連グリーンファイナンスの実行日後速やかに実施されるものであること

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークにおける資金使途は、CSIF が保有している既往または取得予定の太陽光発電プロジェクト（保有物件）の設備投資資金、もしくは設備投資資金のリファイナンス資金である。JCR は評価フェーズ 1 で既述の通り、上記選定基準について高い環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

対象となるプロジェクトが満たすべき基準については、CSAM 内規程である「運用ガイドライン」及び「デュー・ディリジェンス基準」に概要が規定されており、これら規程の決定、改廃はコンプライアンス委員会、投資運用委員会、取締役会の決議を経ることを確認している。コンプライアンス委員会及び投資運用委員会は、代表取締役社長、全常勤取締役、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、全部長、外部委員（現在はそれぞれ 1 名）によって構成されており、経営陣がプロジェクトの適格基準の選定に対して適切に関与していると JCR では評価している。

c. プロセス

<プロセスにかかるフレームワーク>

(プロジェクトの選定プロセス)

太陽光発電設備等を利害関係者から取得する場合は、事前に CSAM のコンプライアンス委員会における審議及び決議を経ている。本プロジェクトでは、太陽光発電設備の取得は投資運用委員会の決議後（取引金額が 50 億円以上の取引については更に取締役会の決議後）、CSIF の役員会に上程され、同役員会において審議及び承認されることにより、決定している。

役員会は、執行役員と監督役員により構成され、監督役員は、執行役員から業務執行状況等の報告を受け、必要に応じて CSAM の役職員に資産運用状況等の報告を求めている。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

プロジェクトを選定する際のプロセスでは、CSAM のコンプライアンス委員会における審議および決議を経たうえで、投資運用委員会等の決定を経て最終的に CSIF の執行役員と監督役員から構成される役員会で審議、承認が行われる。

本フレームワークに定められている目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートに記述されており、JCRでは投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンファイナンスの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンファイナンスにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかるフレームワーク>

(調達資金と資産の紐付方法)

- ・ 調達資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられる。

(調達資金の追跡管理の方法)

CSIF は、グリーンボンドの発行またはグリーンローンの実行によって調達した資金を特定の口座で管理し、速やかにその全額を本フレームワークで定めた適格プロジェクトに充当する。

口座のモニタリング等の管理は、CSAM の財務企画部が行い、出金時には、財務企画部長及び代表取締役社長の決裁が行われて出金指示が行われる。

また、上記入出金手続きは、社内の内部監査及び監査機関による外部監査の対象となっている。調達資金の充当は原則的には即日に行われるが、それ以外の場合には、調達資金は現金または現金等価物にて管理され、充当予定日等については必要に応じて別途投資家または貸付人に開示の予定である。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスの資金用途は、既往もしくは取得予定の太陽光発電プロジェクト（太陽光発電設備、発電所までの送電線を含む）であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

調達された資金は、CSIF 内の特定の口座にて管理し、速やかに適格プロジェクトに対して支出が行われる。支出時には、CSIF の AM である CSAM の財務企画部長および代表取締役社長の決裁が行われる。また、これらの入出金手続きは、内部監査および外部監査の対象となっており、入出金にかかわる監査が適切に行われる予定である。

なお、調達資金の充当は原則として即日に行われるが、それ以外の場合には、調達資金のうち未充当資金は現金または現金等価物で管理される。

以上より JCR では資金管理について、妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して発行または実行が行われるグリーンファイナンスの発行または実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかるフレームワーク>

1. 資金の充当状況に関するレポーティング

- ・グリーンファイナンスで調達された資金の充当状況については CSIF が必要と考える内容について投資家に対して CSIF のウェブサイトにおいて定期的の開示予定である。
- ・グリーンファイナンスが償還されるまでの間に対象資産を売却した場合で再充当の必要がある場合には、グリーンファイナンス調達資金の全額を再度適格なプロジェクトに充当するまで、CSIF のウェブサイト上にて、定期的の開示することを予定している。

2. 環境改善効果に関するレポーティング

- ・ CSIF は、保有する太陽光発電所において発電された発電量およびパネル出力容量を毎月ウェブサイトにおいて公表している。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

CSIF がグリーンファイナンスで調達した資金の用途は、CSIF のウェブサイトにおいて定期的（決算期ごと）に開示される予定である。開示される内容は対象プロジェクトならびに充当金額である。

また、グリーンファイナンスにより取得された物件が売却された際には、当該グリーンファイナンスの返済に関するルールが諸契約書等によりあらかじめ定められているほか、適時開示、決算説明資料および資産運用報告書等で投資家等へ開示される予定である。

従って、JCR では、上記開示項目は適切であると考えている。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

CSIF では、環境改善効果に関するレポーティングについて、保有する太陽光発電所において発電された発電量およびパネル出力容量を毎月ウェブサイト上で公表している。これらの開示項目については、発電量という定量的指標が含まれており、JCR では適切であると判断している。

JCR では、上記レポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. CSI の環境・社会に対する取り組み

CSIF の親会社であるカナディアン・ソーラー・インク（CSI）は、環境及び社会配慮に対してより広範かつ深く貢献している。2019 年 10 月に公表された 2018 年のサステナビリティレポートによれば、環境・社会配慮面での同社の達成した実績は以下の通りである。

- i. CSI 自社保有の PV プラント（太陽光発電所）の発電量はこの 1 年間で 46%増加した。（2017 年 12 月：3,149MW、2019 年 3 月：4,600MW）
- ii. 2017 年と比較して水使用量は 1MW あたり約 42.8%削減された。
- iii. 2017 年と比較して製造 1KW あたりの CO2 排出量は、約 19%削減された。

CSI は、社会配慮面においても優れた実績を収めている。

- i. タイの仏教者国際連帯会議が 12kW の太陽光発電設備を設置することを支援したり、シエラレオネで医療センターに太陽光発電設備の設置を支援するなど、世界 6 大陸でソーシャルプロジェクトに従事している。
- ii. 2018 年は、全雇用者数（約 13,000 名）に対して、43,266 のトレーニングプログラムを実施した。
- iii. フェアトレードに関する原則を有し、労働問題を有する鉱山や強制労働を行っている企業とのビジネスを行わないことなどを通じて、自社の従業員やステークホルダーにとって働きやすい環境を提供している。

また、経営陣による明確な環境・社会配慮にコミットする意思表示がなされている。

会長兼 CEO である Dr. Shawn Qu 氏は、以下のように環境・社会配慮について述べている。

“我々の目標は、世界中で太陽光エネルギーを推進し、より多くの人々がきれいな空気の下で、汚染の少なく、持続可能な経済成長という成果を享受できるようにすることだ”

b. カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の環境・社会への取り組み

CSIF は CSI の環境及び社会に対する方針を遵守し業務を行っており、CSIF の資産運用会社である CSAM では 2019 年 8 月にインフラ投資法人の国内資産運用会社として初めて国連責任投資原則（UN PRI）への署名を行っている。これは CSAM としてより一層 ESG の要素を考慮して業務を行っていく姿勢の表れの一つであると JCR では評価している。

具体的な取り組みとして、2019 年台風 19 号によって大きな被害を受けた宮城県丸森町に対して、CSP および CSAM から寄付を行っているほか、CSIF の保有物件である CS 大山町発電所が立地している鳥取県大山町においても、日間神社改修に係る寄付や真福寺の白御影石の線香立ての寄贈を行っている。またスポンサーである CSP が、「大山カナディアン・ガーデン」を大山町に寄贈を行うなど、CSIF および CSIF にかかわる企業が CSI グループの一員として ESG への取り組みや社会貢献活動を行っている。

JCR ではこれら一連の取り組みは、CSIF の経営陣が環境問題を優先度の高い経営課題として位置付けており、具体的な取り組みを行っていることと評価している。

(参考) 発行体および発行体のグループ親会社の概要

〈カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人〉

2016年5月に設立され、2017年10月に東京証券取引所インフラファンド市場に上場した投資法人。再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象として運用し、投資の90%以上を太陽光発電設備等へ投資する。2020年2月時点の運用資産は、九州を中心に関東、東海、中国地方を含む21発電所で、パネル出力合計は119.8MW、取得資産総額は488.5億円である。本投資法人のスポンサーは、太陽光発電モジュールの世界的メーカーであり、太陽光発電所の開発も手掛ける、米NASDAQ市場上場のカナディアン・ソーラー・インク(CSI)のグループ企業、カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社(CSP)である。CSPは、太陽光発電所のデベロッパーとして日本各地で太陽光発電所の開発を手掛け、当投資法人の当初の組み入れ資産のオペレーターも兼ねている。アセットマネジメント、O&M業者もCSIのグループの企業が担っている。

当投資法人は、「基本理念」において、CSPとの協働体制の下、再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象として運用することにより、我が国における再生可能エネルギーの導入拡大を通じた「地球環境への貢献」を目指すとともに、「持続可能な社会の実現」及び「地域社会の活性化」にも寄与することを目指している。

当投資法人の取得資産であるCS益城町発電所では、2016年4月に熊本地震が発生した。設備には特段の被害はなかったが、大きな被害を受けた地元益城町に配慮し、CSPにおいて工期の見直しや支援物資の提供を行ってきたことは、当投資法人の基本理念を象徴する出来事である。

〈カナディアン・ソーラー・インク(CSI)〉

2001年10月にカナダで設立された、太陽光発電モジュールの世界的メーカーで、スポンサー及び資産運用会社の親会社。製造における一貫生産から販売にとどまらず、メガソーラー発電所の開発・運用までをグループで手掛ける垂直統合モデルを指向している。

当社は、2010年に環境マネジメントシステムの仕様を定めた「ISO14001:2004」のEMS認証を取得している。

また、経営方針の一つとして「環境方針」を定めており前述のCSPおよび当投資法人も、CSIグループとして、「環境方針」を順守した運営を行っている。

「環境方針」では、最高の環境基準を達成し、維持する業務に従事することを定めているほか、周囲の環境の重要性を認識し、環境を実際に改善するプロジェクトやサービスを提供するように努力すること等を打ち出している。

さらに、環境目標およびパフォーマンス等の妥当性及び効果について、毎年継続的レビューをし、審査を行うことや、「環境方針」についても継続的な適合性やパフォーマンスを確実にするために定期的に見直しを行っているなど、再生可能エネルギー事業を行う企業グループとして、環境を重視した経営を行っている。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体/借入人：カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（証券コード：9284）

【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：Green 1(F) グリーン性評価：g1(F) 管理・運営・透明性評価：m1(F)

（担当）梶原 敦子・梶原 康佑

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル